



令和 6 年 10 月 1 日

第 126 号 (秋季号)

令和 6 年 労働衛生週間始まる！(R6.10.1～R6.10.7) スローガン 「 推してます みんな笑顔の 健康職場 」

全国労働衛生週間は昭和25年に実施されて以来、今年で75回を迎えます。今年のスローガンは一般公募 268 件の中から選ばれた愛知県の水野綾子さんの作品とのこと。従来の腰痛や石綿障害、化学物質による予防に加え、高年齢労働者を初めとした労働者の健康管理、長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みの整備などが叫ばれています。皆さんの会社は、いかがでしょう？

健康診断や健康診断後の事後措置、フォローはしていますか？高齢者も働きやすい設備などの導入や、勤務時間など柔軟な働き方を導入していますか？職場内禁煙を実施していますか？どうするかは経営トップの考え方次第です。会社の健全な経営のためには従業員が生き生きと健康に働く職場環境を整えることが大切です。

もちろん従業員自信が自分の健康管理をしっかりとすることが基本でしょう。経営者、従業員誰もが笑顔で快適に働くことが出来るような職場づくりを進めたいものです。



<体からだの健康> 癌(がん)を防ぐ10か条

世界がん研究基金と米国がん研究機構が公表した有効と思われる予防法 10 項目は次の通りです。

- 1・肥満を避ける
- 2・よく体を動かす
- 3・カロリーの高い食品、糖分の多い飲料を避ける
- 4・植物性の食品(野菜)を食べる
- 5・肉の摂取を控え、加工した肉は食べない
(鶏肉は除く)
- 6・アルコールを控える
- 7・塩分を控え、カビの生えた食品は食べない
- 8・サプリメントに頼らない
- 9・できるだけ母乳で育てる
- 10・がんになった人も、以上の助言に従う



ある調査によれば、がんの原因は成人してからの食事と肥満 30%、喫煙が同じく 30%で、運動不足が 5%、飲酒が 3%と、個人の生活習慣ががんの原因の 68%を占めているとのこと。遺伝的素因は 5%でした。日米の差もあるでしょうが、基本的には同じでしょう。予防法は意外と常識的なことかも知れません。

<心こころの健康> メンタルヘルス対策

メンタルヘルスの要はハラスメント防止

ハラスメントは色々ありますがパワハラ、セクハラ、マタハラあたりが代表的。特にパワハラはどの職場でも起こりえるものです。

<パワハラの種類>

- ① 身体的攻撃(暴行、傷害、物を投げつける)
- ② 精神的攻撃(脅迫や侮辱など言葉での暴力)
- ③ 人間関係からの切り離し(仲間外し)
- ④ 過大な要求、過小な要求
- ⑤ 私の侵害(私的な事への過度の立ち入り)

<こんなだとパワハラになる>

- ① 業務上の必要性、相当性を超えている
- ② 優越的地位に基づく
- ③ 労働者に肉体的、精神的苦痛を与える

指導かパワハラか、それが問題だ

<放置すると、こんな問題が…>

- 労働者→鬱などのメンタル疾患、休職、退職
- 会社→従業員全体の士気の低下、生産性低下、人材の流出、労災請求、損害賠償など訴えられる恐れ。公表されれば会社のイメージ悪化。



逆ハラもあるよ。みんなでハラスメントを防ごう！

最低賃金 史上最高55円アップ

●福島県最低賃金決まる 1時間当たり955円(10月5日から)

- ・日給者は 955円×1日の所定労働時間
- ・月給者は 955円×1日の所定労働時間×1か月の所定労働日数となります。
　例えば1日8時間、1ヶ月22日勤務なら $955\text{円} \times 8\text{H} \times 22\text{日} = 168,080\text{円}$ です。
- *賃金には各手当も含まれますが下記の手当等は含まれません。
①通勤手当 ②家族手当 ③皆勤手当 ④時間外割増賃金 ⑤賞与など
- *賃金を変更した場合は、従業員の方に変更通知を交付しましょう。

●特定(業種別)最低賃金は、12月頃、決まる予定

- ・自動車小売業・非鉄金属製造業・輸送用機械器具製造業
- ・電子部品、デバイス、電気機械器具などの製造業
- ・計量器、測定器、分析機器、時計、眼鏡などの製造業

エーッ!
955円だって!
商品を値上げする
しかないね。



ついでと言つては何ですが、最賃に関するQ&A

Q1・そもそも最賃とは何なの?

A・最賃はパート、アルバイト、契約社員などすべての労働者に支払うべき賃金の最低額です。多くの労働者の生活を下支えするセーフティネットの役割を果たしています。時給額で示され、会社(事業主)は、支払いを義務付けられます。

Q2・最賃はどうやって決まるの?

A・中央最低賃金審議会で示される目安を参考に、各都道府県の審議会で地域の実情を踏まえて審議、答申され各労働局長が決定します。

Q3・福島県の最賃の水準は?

A・最高は東京都の1,163円。最低が秋田県の951円。全国平均は1,055円。関東、東海、近畿辺りが高く、東北、北陸、山陰、九州などは相対的に低くなっています。955円の福島県は下から11番目と言ったところでしょうか?

Q4・月給制の場合、所定労働日数を年平均で計算して良いか?

A・年平均の日数で計算すると所定労働日数が少ない月は多く払う事になるので問題ありませんが、平均より多い月は不足してしまいます。従って最も多い月の日数で計算すべきでしょう。

Q5・他県に支店や応援先がある場合は?

A・他県の支店などに勤務する場合は他県の最賃が適用されます。
・他県の支店などに出張に行く場合は、出張元の都道府県の最賃が適用されます。
・出向、派遣の場合は、出向先、派遣先の最賃が適用されます。

Q6・最賃を守らないとどうなるの?

A・労基署の調査などがあれば、満たない金額を遡って支払うよう命ぜられます。その他に罰金が科される場合も。当然、それらには従わなければなりません。調査が無くとも労働者から言われば払わざるを得ないでしょう。

Q7・障害者など最賃の適用されない例外があると聞いたが、どうすれば良いか?



A・最低賃金の減額が認められる可能性のあるのは次のような方ですが、事前に労基署(労働局)の許可を得ることが必要です。

- ①精神、身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試用期間中の者
- ③基礎的な技能等の職業訓練を受けている者の内、省令で定める者
- ④軽易な業務に従事する者
- ⑤断続的労働に従事する者

許可申請には社内の通常の労働者と比べ、どの程度、作業能力が低いか具体的に数値化することが必要となります。

最低賃金を払ってあげた方が良いと思いますが、どうしてもという場合はご相談ください。



<パートタイム労働者も社会保険に加入！！>

1・強制適用事業所・・・通常の会社

基準： 1週の労働時間及び1ヶ月の労働日数が一般の社員の4分の3以上働く場合

<例>通常の社員 1日8時間 1週 40時間 1ヶ月 21～22日とすれば

$$\cdot 40\text{時間} \times 3/4 = 1\text{週} 30\text{時間}$$

$$\cdot 21 \sim 22\text{日} \times 3/4 = 16\text{日} \sim 17\text{日} \text{働くパートは加入義務あり}$$

*2ヶ月以内の雇用契約で雇用する者は除く。(ただし2ヶ月の雇用契約を更新し、継続するような場合は、初日から加入です。)

<加入させなければならない例>

$$\blacktriangle 1\text{日} 6\text{時間} \times 週 5\text{日} = 1\text{週} 30\text{時間}、月 21 \sim 22\text{日} \text{勤務}$$

$$\blacktriangle 1\text{日} 8\text{時間} \times 週 4\text{日} = 32\text{時間}、月 17\text{日} \text{程度勤務}$$

<加入しなくても良い例>

○ 1日5時間×週5日勤務=1週25時間、月21～22日勤務

○ 1日6時間×週4日勤務= 24時間、月17日勤務

○ 1日8時間×週3日勤務= 24時間、月13日程度勤務

例は1日8時間、月22日程度出勤の場合です。会社により所定労働時間や勤務日数が違いますので、自分の会社に当てはめて考えてみて下さい。

*加入させたくない場合は、基準ぎりぎり下回る時間や日数ではなく、ある程度、少なくした方が安心と言えるでしょう。

2・特定適用事業所・・・従業員数が多い会社

(令和6年10月から従業員が51人以上の企業)

<人数の考え方>

・全従業員の人数ではありません。1で説明した社会保険の加入基準を満たす方の人数となります。
かつ厚生年金に加入すべき従業員の人数となります。つまり70歳以上の方は人数に入れません。

通常の社員

+

通常の社員の 3/4
以上、働くパート

の人数(70歳未満)



会社の負担が増えるなー。

<特定適用事業所に該当すると>

社会保険に入れなくてはならないパートの基準が下記のようになります。

- ① 1週20時間以上勤務（残業含めず）
- ② 所定内賃金が8.8万円以上であること
(時間外手当、精勤手当、通勤手当、家族手当は含めず)
- ③ 2ヶ月以上雇用見込みがあること
- ④ 学生ないこと（夜間学部などを除く）

収入が扶養の範囲(60歳未満130万円未満、60歳以上180万円未満)であっても基準を満たす場合は、自分の勤めている会社で社会保険に加入しなければなりません。

<特定適用事業所にならないためには>

- ① 言うまでもなく、1の加入基準を満たすような方の人数を減らす。パートのシフトを検討し4分の3にならないよう留意する。(その分、人数は増やさなければならないでしょうが)
- ② 会社を分社化し、従業員の数を分散するなど。

<従業員にとってのメリットも>

- ① 病気や出産などで休業し給与が出ない場合、給与の67%ほどの休業給付がある。
- ② 厚生年金に加入することにより、将来、貯う老齢年金などが増える。

でも給料から保険料が引かれるのはイヤだわ。



<実例> 労務 Q & A

実際あったご質問から

<労務>

Q・出向と出張の違いが良く分からぬが?

A・出向と出張、紛らわしいですが、その違いは。

<出張>

業務のために通常とは異なる場所に一時的に出向すこと。数日から数ヶ月、数年に及ぶ場合もあり。出張中は、出張元の会社の指揮下にあり、出張先での業務や労働条件は出張元の規則や指示に従うようになる。出張は人事異動には含まれない。

<出向>

雇用関係を維持したまま一定期間、別の会社や部署に一定期間勤務すること。期間は通常は1年以上で、出向先での業務や労働条件は出向先の規則や指示に従う。出向にかかる費用は出向元と出向先の話し合いにより決められる。出向は人事異動に含まれる。

これだけで良く分らない時は、サービスセンターに個別にご相談ください。



<社会保険>

Q・子供が運動中ケガをし、コルセットを装着して費用が掛かった。どのような手続きをすれば良いか?

A まず、健康保険に請求。次に市町村の子ども医療助成を受ける。

コルセットなどの補装具、弱視など治療用めがねなどは、実費で支払った後、払い戻しを受けるようになります。

1・まず、健康保険に「療養費の請求書」を提出
(添付書類) 医師の装着証明書、領収書

→ これで費用の7割戻ります。



2・次に、各市町村にこども医療助成の請求
(持参書類) ① の支払決定通知書(コピー)・領収書

(コピー)・こども医療受給資格者証・子供の健康保険証
→ これで残りの3割戻ります

1は当センター、2は市町村役場で手続きしてね

シリーズ福島の山 (その82)

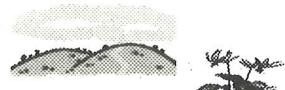
とやさん
鳥屋山

(581m) —西会津町・喜多方市—

山の名の由来は、鳥追い小屋があったからとも、鞍部が多くあるからとも言われる。低い山だが4月下旬頃、カタクリがきれいで訪れるハイカーも多い。磐越自動車道の坂下I.C.で下りて、北西に進み、荻野から、橋を渡って少し行くと、左手に駐車場がある。登山者と集会所共用の駐車場となっているようだ。

そこから一投足で山頂。広い山頂で、大きな看板のほかベンチなどがあるので、ゆっくり休みたい。

帰りは、別方面に下る道もあるが歩く距離が長くなるので往路を戻った方が無難だろう。道が良く整備され、歩きやすく、中高年に人気があるのもうなずける。



<労災保険>

Q・当社は製造業で労災保険には加入している。

また一部、取付け工事もやっているが、労災保険に加入していないかった。工事中に労災事故が起きましたが、どうすれば良いか?

A・一般的に次のような方法が考えられます。

- ① 治療費(100%)、休業補償などを全額会社で負担する。
- ② 工事が下請なら元請の労災保険を使用する。
- ③ 自社が元請なら、遡って労災保険に加入させてもらい、自社の労災保険を使う。

この場合、2年分(当年度を含めると3年分)の保険料(プラス追徴金1割)がかかります。

軽いケガなら①でも良いでしょうが、大きなケガの場合は、③の方法を取るべきでしょう。

なお、この場合、治療費は除いて休業補償、障害補償、遺族補償給付金については一部、会社負担が生じる場合があります。



<雇用保険>

Q・前の会社を定年で辞めた者が、入社した。

前社より給料が下がったので雇用保険に何かを請求したいと言っているが、何なのかわからない?

A・高齢継続給付金の事だと思われます。

<高齢継続給付金とは>

60歳時の賃金(60歳直前6ヶ月平均)より一定以上、賃金が下がった場合は、下がった率に応じて、給付金が本人に支給されると言うものです。

例えば60歳時賃金が35万円の人が20万円に下がった場合は1か月3万円支給されます。

通常は、定年後、同じ会社に再雇用され賃金が下がった場合に利用しますが、転職した先で賃金が下がっても給付を受けられます。

<受給するためには>

まず、前の会社で60歳時の賃金登録をしてもらう必要があります。

60歳時
賃金登録

<事業報告> 7月～9月

研究会ゴルフコンペ(7月17日) ボナリ高原ゴルフクラブ

第22回労務経営研究会ゴルフコンペが一般の組合さんも含め22名が参加して開催された。

天候にも恵まれ、高原のさわやかな涼風の中、皆さんプレイを楽しんだ。

<主な結果> 敬称略 GROSS HDCP NET

・優勝: 水戸部信孝(佐藤塗装店) 89 15.6 73.4

・準優勝: 川名國利(情報コネクト) 94 20.4 73.6

・3位: 門脇孝嘉(郡山自動車学校) 89 14.4 74.6

多くのご協賛有難うございました。



<組合員合同健診に25事業所 124名受診>(9月13日) 郡山青色会館

●当センターでは毎年、福島県労働保健センターの御協力のもと、合同健診を実施しています。

今年は午前中に124名が受診されました。(内訳は以下通り)

[一般健康診断 100名 成人病検診 24名]

また、今回、都合により受診できなかった組合員さんには別に労働基準

協会(富久山町)、こおりやま健診プラザ(喜久田町)

を会場とする健診をご案内しております。

ご希望の場合はお電話ください。



健診の前だけ節制しても
ダメですよ



第1回「あとづぎ塾」に20名参加 9月17日

激変する時代の潮流や経営環境への理解を深め、経営能力を高めることを目的に「経営講座一あとづぎ塾」が、中央会の補助事業として開催され、16事業所、経営者、次期経営者など20名が参加した。

今回は3回シリーズの内の1回目。「人が集まる会社・人が育つ会社を目指す」と題し、福島県中小企業診断協会の段林孝信氏(中小企業診断士)が講演。

参加者一同、真剣に聞き入っていた。その後、懇親会が開催された。

・2回目は10月15日(火)「弁護士の目から見た「経営者が知るべき法務」」

・3回目は11月19日(火)「SNSマーケティング、DXへのアプローチ」の予定。



11月から道路交通法改正 自転車の危険運転に罰則

運転中のながらスマホ

<違反者>

6ヶ月以下の懲役又は 10万円以下の罰金

<交通の危険を生じさせた場合>

1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

酒気帯び運転および帮助

<違反者>

3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

<帮助者>自転車や酒の提供者

2~3年の懲役又は 30~50万円の罰金



郡山自動車学校
TEL.024-944-0440

郡山産業機械講習所

TEL.024-942-7522

郡山ドローンワールド

TEL.024-942-7522

郡山市田村町金原字マセロ53

全社一括購販システム

smartprime™
スマートプライム™

ついぶん切り詰めたけど、
もっと経費削減
できないかな?

社内のオフィス用品に着目して、
さらにコストダウン。
おまかせください!



三和事務機販売株式会社

新規加入組合員さんのご紹介 R6年7月~9月

事業所名	所在地	業種	加入月日
大和田運送	郡山市大槻町	運送業	R6.7.1
(株)大河原	郡山市田村町	自動車整備業	R6.7.1
秋元医院	田村市船引町	医業	R6.8.1

令和6年9月末現在
組合員数 401社

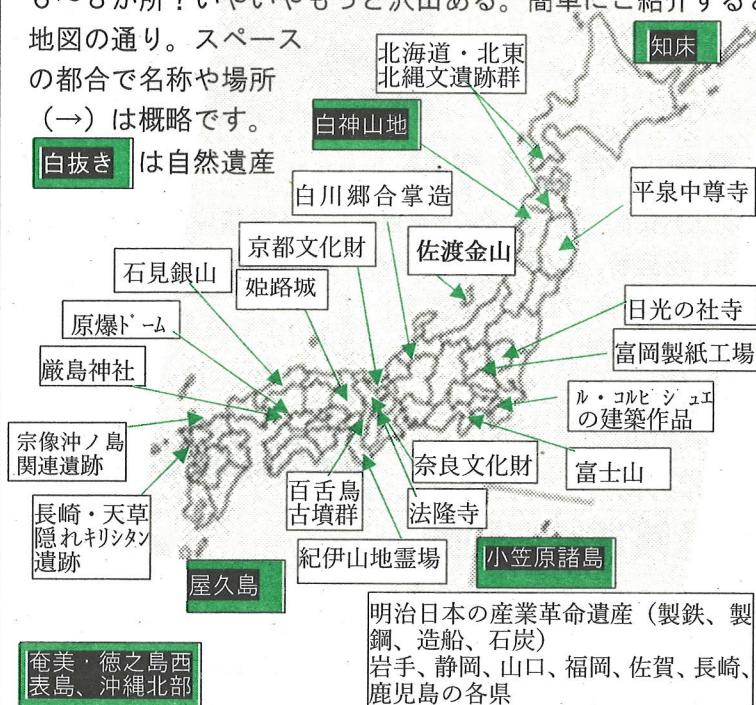
一人親方 102人



言葉・ことば・KeyWord “祝・佐渡ヶ島”世界遺産に登録

今回、佐渡金山が世界文化遺産に登録された。
世界遺産には文化遺産、自然遺産、複合遺産があるという
が日本に世界遺産はいくつあるのだろうか?
6~8か所?いやいやもっと沢山ある。簡単にご紹介すると
地図の通り。スペース
の都合で名称や場所
(→)は概略です。

白抜きは自然遺産



オーバーツーリズムも困るが、もっと地元ではPRして
観光を盛り上げ、
皆で訪れてみたい。

福島県は何を
登録しよう?



長寿ランキング 9月16日の敬老の日にちなみ 長寿についてあれこれ

○歴代長寿者 いずれも女性

1位: ジャンヌカルマン (仏) 122歳

2位: 田中 力子 (日本) 119歳

サラ・ナウス (米国) 119歳

3位: リュシル・ランドン (仏) 118歳

○存命中の世界最高齢者

糸岡富子 116歳 (日本・兵庫県)

○長寿県 (R2年データ)

・1位: 滋賀県 男 82.7歳 女 88.3歳

・全国平均 男 81.5歳 女 87.6歳

福島県は 男 80.6歳 女 86.8歳で

45番くらい。(統計年により変動します)

○長寿の秘けつ 人それぞれかも?

- ・よくよしない・よく歩く・人と接する
- ・腹八分・何でもよく食べる

○長寿な動物

1位: ベニクラゲ 無限 ???

2位: ガラス海面類 15,000~2万年??

3位: アイスランド貝 400~500年?

ウニは平均200年、ゾウガメは平均100年
と言われる。

せめてカメ位
までは生きた
いね



「目は口ほどに物を言う。」とは目付きや眼差しは口と同じように、
その人の感情や本音を表す、と言う意味だ。

かく言う私は、学生のころ道路を歩いていて、学生運動で練り歩いていた10人位の連中に目を付けられ威嚇されたことがある。皆、ヘルメット、マスク姿で棒だの旗だの持っていた時代である。こちらは何もしていないのに。。またオートバイ店に入ろうとしたら、近くにいた北斗の拳に出て来るようなお兄ちゃんに怖い顔でジーっと睨まれた。こっちは気弱な青年で何も眼(ガン)を飛ばしていないのに。思うに自分の目つきがよっぽど悪かったのであろう。

今でも妻に、「睨まないで!」とか「すくい上げるような眼で見ないで!」と良く言われる。そんなつもりはないのだが。。目にマスクでもするしかない。

[局長 岩崎]

発行所

協同組合

郡山労務経営サービスセンター

〒963-8024

郡山市朝日三丁目 4-7

<http://www.koriyamaroumu.or.jp>

発行責任者 佐藤 信男

TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470